

那須平成の森運営管理業務

民間競争入札実施要項

(案)

平成25年 月

環境省 関東地方環境事務所

那須平成の森運営管理業務 民間競争入札実施要項

・趣旨	...1
・業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項	...2
・業務の実施期間	...9
・入札参加資格に関する事項	...10
・入札に参加する者の募集に関する事項	...12
・業務を実施する者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項	...14
・業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	...19
・業務実施民間事業者を使用させることができる国有財産に関する事項	...20
・業務実施民間事業者が、対象業務を実施するに当たり報告すべき事項	...21
・民間事業者が本業務の実施に当たり負うべき責任に関する事項	...25
・本業務に係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項	...26
・その他実施に関し必要な事項	...27

別添図1 那須平成の森平面図等

別添図2 那須高原ビジターセンター平面図等

別紙1 那須平成の森運営管理業務仕様書（業務の詳細）

- 別紙 民間事業者が使用可能な備品
- 別添1 那須高原集団施設地区自然環境モニタリング計画
- 別添2 植生管理実施計画
- 別添3 那須平成の森基金規約
- 別添4 那須平成の森の利用に関する手続きについて
- 別添5 那須高原ビジターセンター使用取扱要領
- 別添6 那須平成の森連絡協議会規約
- 別添7 那須平成の森運営会規約
- 別添8 報告書等の仕様及び記載事項

別紙2 確保されるべき質の確保状況のモニタリングに係るアンケートについて

別紙3 従来の実施状況に関する情報の開示

那須平成の森運営管理業務 企画書様式

- 様式1 表紙
- 様式2 - 1 業務に対する認識
- 様式2 - 2 実施体制
- 様式2 - 3 事故等への対応
- 様式2 - 4 那須平成の森フィールドセンター及び那須高原ビジターセンターの展示に関する提案

- 様式 2 - 5 自然教育プログラムに関する提案
- 様式 2 - 6 広報・普及啓発に関する提案
- 様式 2 - 7 業務の質の維持向上に関する提案
- 様式 2 - 8 組織の実績
- 様式 2 - 9 組織の環境マネジメントシステム認証取得状況

那須平成の森運営管理業務

民間競争入札実施要項

趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下、「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、関東地方環境事務所長は、公共サービス改革基本方針（平成25年6月14日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された那須平成の森運営管理業務について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

.業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項(法第14条第2項第1号)

1.業務の目的

那須平成の森は、「豊かで多様な自然環境を維持しつつ、国民が自然に直接ふれあえる場として活用してはどうか」との天皇陛下のお考えを踏まえ、那須御用邸用地の一部を宮内庁から環境省へ移管された場所である。

本業務は、那須平成の森を国民が自然に直接ふれあえる場として活用することを目的に、那須平成の森(那須平成の森フィールドセンターを含む。)及びこれに密接な関連のある那須高原ビジターセンター(以下「那須平成の森等」という。)の維持管理並びに運營業務を実施するものである。本業務を実施するにあたっては、那須平成の森等を適切に維持管理するとともに、これまでの構想や基本計画を踏まえて実施されてきた自然教育プログラムを中心に、我が国の国立公園における有数の自然環境教育・自然ふれあい拠点として運営していくことが求められる。そのため、本業務では、那須平成の森等の各施設の維持管理、自然教育プログラムの実施などを一体的に行うことにより、充実した管理・運営を実施するものとする。

2.対象施設の概要

(1)対象施設の諸元

対象施設の概要及び開館時間等については表1-1及び表1-2のとおりである。

表1-1 対象施設

施設名	構造・面積等
(1)那須平成の森	<p>面積</p> <ul style="list-style-type: none">・ふれあいの森(一般開放エリア) 90ha・学びの森(自然教育プログラム専用エリア) 200ha <p>那須平成の森の全面積は560haであるが、本業務の対象は上記エリアのみ。</p> <p>施設</p> <ul style="list-style-type: none">・フィールドセンター:1棟(木造平屋建) 建築面積686m²、延床面積606m²・木製デッキ:428m²・作業小屋:1棟(木造平屋建) 建築面積209m²、延床面積182.4m²・駐車場:乗用車42台(身障者用2台含む。As舗装) 臨時駐車場24台(As舗装)・園路(車椅子対応):延長496m、幅員2m(土系舗装)

	<ul style="list-style-type: none"> ・遊歩道：延長約 13.1km (AS 舗装、砂利舗装、ウッドチップ舗装など) ・四阿：3 棟 (木造平屋建) 建築面積 11.34 m²、建築面積 17.00 m²、建築面積 19.83 m²(清森亭) ・学びの森トイレ：1 棟 (木造平屋建) 建築面積 18.92 m²、延床面積 13.76 m² ・駒止の滝観瀑台 駐車場 42 台 (身障者用 2 台含む。As 舗装) 園路 380m <p>配置等 別添図 1 「那須平成の森平面図等」参照</p>
(2) 那須高原ビジターセンター	<p>敷地面積 16,196.06 m² 構造 木造一部鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 地上 2 階建 建築面積 1,403.22 m² 延床面積 1,355.92 m² (うち、自然保護官事務所 (2 階) 60 m²を除く)</p> <p>その他の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場：乗用車 79 台 (身障者用 2 台含む。As 舗装) 大型車両用 5 台 (As 舗装) 臨時駐車場 56 台 (未舗装) ・園路：延長 314m (AS 舗装) ・四阿：1 棟 (木造平屋建) 建築面積 20.25 m² <p>配置等 別添図 2 「那須高原ビジターセンター平面図等」参照</p>

表 1 - 2 対象施設の開館時間等

	4 月～11 月	12 月～3 月
(1) 那須平成の森	開園時間 9:00～17:00 休園日 なし	開園時間 9:30～16:30 休園日 毎週水曜日
(2) 那須高原ビジターセンター	開館時間 8:30～17:30 休館日 なし	開館時間 9:00～16:30 休館日 毎週水曜日

注) 水曜日が祝日の場合は翌日が休園(館)日となる。

(2) 対象施設の設置目的

1) 那須平成の森

那須平成の森は、豊かな自然を残し、また、那須御用邸用地という国民に高い知名度を持つ土地の一部が環境省に所管換され、国民が自然と直接ふれあうフィールドとして利用に供される意義を踏まえ、自然を体験し、自然に学び、自然と人間の共生のあり方を学ぶことができる場とし

て、その持続的な利用を図るべく、整備したものである。

また、自然とのふれあい推進のための指導者養成の全国的な拠点としての役割を果たすことを目指している。

2) 那須高原ビジターセンター

那須高原ビジターセンターは、那須地域全体の公園利用者を対象とし、日光国立公園那須甲子地域の豊かな自然や歴史文化に関する情報提供や解説を提供する拠点として、また自然ふれあいの拠点施設として整備したものである。

3. 対象業務の範囲と実施内容

対象となる業務は、以下のとおりである。(業務の詳細は別紙1のとおり)

なお、業務内容については、その業務の質を損なわない範囲で、企画書において創意工夫のうえ、より具体化して提案できるものとする。ただし、その場合には、本業務の目的及び対象施設の設置目的を十分理解することにより、国立公園の適切な利用を図るものであることが必須である。

(1) 那須平成の森等維持管理業務

本業務は、各施設の設置目的に沿って、那須平成の森等を保守管理するため、物品等の確保、那須平成の森フィールドセンター(作業小屋、付帯駐車場・園地等外構を含む。)の維持管理及び利用者に対する受付・案内、那須高原ビジターセンター(付帯駐車場・園地等外構を含む。)の維持管理及び利用者に対する受付・案内、那須平成の森フィールドセンター及び那須高原ビジターセンターの展示の企画、立案及び実施、その他維持管理業務等を行うものである(詳細については仕様書に記載のとおり)。

(2) 那須平成の森等運営業務

本業務は、各施設の設置目的に沿って、那須平成の森等において、自然教育プログラムを実施するほか、自然体験・自然環境学習に関する人材育成、地元との連携、広報及び普及啓発、その他必要な業務を行うものである(詳細については仕様書に記載のとおり)。

4. 全般事項

業務の実施にあたっては、一企業とすることも、複数の企業で構成されるグループ(以下「入札参加グループ」という。)とすることも可能とする。

(1) 入札参加グループの管理について

本業務を実施するにあたり、入札参加グループを構成する場合は、その代表となる企業(以下「代表企業」という。)を定め、代表企業はグループに参加するその他の企業(以下「グループ企業」という。)と密に連携をとり、本業務を包括的に管理すること。

(2) 発注者との連携について

代表企業及びグループ企業は、定期的に環境省関東地方環境事務所(以下、「地方事務所」という。)

と連携を図り、円滑な業務実施を行うこと。

(3) 統括管理責任者

民間事業者は、統括管理責任者を選任すること。ただし、入札参加グループで参加する場合の統括管理責任者は、代表企業から選出すること。

なお、統括管理責任者は、業務責任者を兼務することができる。

統括管理責任者は、各業務の履行状況を常に把握し、地方事務所へ報告すること。

地方事務所からの指示については、統括管理責任者から速やかに各業務責任者を通じ実行すること。

5. 業務実施に当たり確保されるべき質

本業務は、那須平成の森等を適切に維持管理するとともに、これまでの構想や基本計画を踏まえて実施されてきた自然教育プログラムを中心に、我が国の国立公園における有数の自然環境教育・自然ふれあい拠点として運営していくことが求められる。

このため、本業務の実施に当たり、確保されるべき質は以下のとおりとする。

(1) 那須平成の森等維持管理業務

本業務において、以下の質を確保すること。なお、2)に示す来館者の満足度については、アンケート(6(1))により把握するものとする。

- 1) 那須平成の森等維持管理業務を適正に行うため、別紙1に記載する業務を確実に実施すること。
- 2) 那須平成の森又は日光国立公園那須甲子地域の利用に必要な自然情報及び施設情報について、「入手できなかった」等と考える来館者の割合がおおむね1割以下であること。ただし、国立公園の適正な利用において「不要」と関東地方環境事務所長(以下、「地方事務所長」という。)が判断する情報(特定の業種、団体、企業等を宣伝する等の本業務の目的に記載のないような情報)は除く。

(2) 那須平成の森等運営業務

本業務において、以下の質を確保すること。なお、2)に示す自然教育プログラム参加者の満足度については、アンケート(6(2))により把握するものとする。

- 1) 那須平成の森等運営業務を適正に行うため、別紙1に記載する業務を確実に実施すること。
- 2) 那須平成の森等の利用者の視点において、満足度等の高い自然教育プログラムを提供すること。
自然教育プログラムについて、「悪い」「わかりにくい」等と考える参加者の割合がおおむね1割以下であること。

6. モニタリング方法

地方事務所は、業務の実施に当たり確保されるべき質の確保状況について、1.(2)の業務報告書(業務月報)により毎月確認する。

なお、アンケートについては、以下を実施すべき最低限の内容として行い、アンケート調査の結果及び業務の実施結果を踏まえ、民間事業者自ら、業務の質の確保・向上に向け、以後の業務実施に反映さ

せる取組を行うこととする。(アンケート調査用紙については別紙2参照)

(1) 那須平成の森等来館者アンケート

那須平成の森フィールドセンター及び那須高原ビジターセンターの来館者に対してアンケート調査を行う。

- 1) アンケート用紙を那須平成の森フィールドセンター及び那須高原ビジターセンターの出入口及び休憩場所に開館時は常時設置し、利用者が自由に持ち帰り又はその場で記入できるようにする。また、必要に応じ、利用者に対しアンケート調査を求めるものとする。
- 2) アンケート用紙の回収箱を1)と同じ場所、またはその付近に常時設置し、アンケート用紙の回収を行う。アンケートの回収目標は、毎月150件(内訳:那須平成の森フィールドセンター100件、ビジターセンター50件)とする。
- 3) アンケートは、以下の事項について質問を行うこと。また、そのうち、少なくとも『フィールドセンター(ノ那須高原ビジターセンター)から発信する情報についての満足度』についての設問は、5段階評価とすること。5段階評価のうち、下位2ランクだと回答した来館者を、5(1)2)に規定する『「入手できなかった」等と考える来館者』とする。
 - 那須平成の森フィールドセンター(ノ那須高原ビジターセンター)について、職員の対応、館内の清掃状況における満足度
 - 那須平成の森(ノ那須高原ビジターセンター)への来園目的及びフィールドセンター(ノ那須高原ビジターセンター)から発信する情報についての満足度及び提供情報に対する意見・要望
- 4) 回収したアンケート用紙について、1か月単位で集計し結果を整理する。
- 5) アンケート調査について、民間事業者は恣意的な処理を行わないようにし、全てを業務月報及び年間総括報告書に記載すること。

(2) 自然教育プログラム参加者アンケート

自然教育プログラム参加者に対してアンケート調査を行う。

- 1) 自然教育プログラム終了後、アンケート用紙をプログラム参加者に配布し、その場で記入できるようにする。
- 2) アンケートは、那須平成の森等で提供しているプログラムに関し、以下の事項について質問を行うこと。そのうち、満足度及び解説のわかりやすさについての設問は、7段階評価とすること。7段階評価のうち、下位2ランクだと回答した来館者を、5(2)2)に規定する『「悪い」「わかりにくい」等と考える参加者』とする。
 - ・満足度
 - ・解説のわかりやすさ
 - ・その他、プログラム内容に対する意見・要望
- 3) 回収したアンケート用紙について、1か月単位で集計し結果を整理する。
- 4) アンケート調査について、民間事業者は恣意的な処理を行わないようにし、全てを業務月報及び年間総括報告書に記載すること。

7. 請負費の支払い方法

地方事務所は民間事業者から、前記3.に示す業務の実施状況を、1.(2)に示す各種報告書により報告を受け、適正な業務の実施がなされていることを確認し、請負費を支払うことを原則とする。

請負費の支払いに当たっては、精算を含め、年間4回を限度とした支払いを行うこととし、その支払いを受ける際には、地方事務所との間であらかじめ定める書面により地方事務所の確認を受ける必要がある。また、地方事務所は、これを受領した日から30日以内に支払うものとする。

なお、民間事業者の責によらない事情がある場合を除き、前記5.に掲げる『確保されるべき質』の確保が著しく図られない月が連続して複数月にわたり、適正な業務の実施がなされていないと認められる場合、改善計画(次項8.に規定)の提出及び実施が確認できない限り請負費の支払いは行わない。

8. 業務の改善計画の作成・提出等

民間事業者は、次の(1)又は(2)の場合、速やかに業務の改善計画を作成、提出し、地方事務所の承認を得たうえで改善計画を実施するものとする。その際、民間事業者は、改善計画の作成、提出及び実施に当たり、地方事務所に対して必要な助言及び協力を求めることができる。

なお、地方事務所は、民間事業者が改善策を講じても所要の水準が確保されない場合(5.に掲げる質の確保が図られない月が連続して複数月にわたる場合)は、更なる改善計画の作成及び実施を民間事業者に求めるものとする。

- (1) 民間事業者が、前記6.に示すアンケート調査の結果及び業務の実施結果を踏まえ、業務の質の確保、向上を図るため、業務の改善が必要と判断した場合。
- (2) 地方事務所が、前記6.に示すアンケート調査の結果の確認、1.(2)の業務報告書の確認又は業務の実施状況を観察することにより、業務の質が満たされないことが明らかになり、業務の改善が必要と判断し、民間事業者に対して業務の改善を求めた場合。

9. 費用負担等に関するその他の留意事項

(1) 消耗品等

業務実施に当たって必要となる消耗品については、民間事業者の負担とする。

(2) 光熱水費等

業務実施に当たって発生する光熱水費等については、地方事務所の負担とする。

(3) 利用者負担プログラム等の収益

下記については環境省の承諾を得たうえで那須平成の森の運営の充実に充てることとする。

- 1) 利用者負担プログラム(別紙1仕様書2(1))で得た収益(実際に要した費用を下回った場合を除く)
- 2) 物品の販売(別紙1仕様書2(7)2))で得た収益

(4) 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令変更により民間事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の 1) から 3) までのいずれかに該当する場合には地方事務所が負担し、それ以外の法令変更については民間事業者が負担する。

- 1) 本件事業に類似的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設
- 2) 消費税その他類似の税制度の新設・変更 (税率の変更を含む。)
- 3) 上記 1)、2) のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更 (税率の変更を含む。)

(5) 民間事業者と地方事務所の責任分担 (各業務共通)

表 2 民間事業者と地方事務所の責任分担 (各業務共通)

項目	内容	地方事務所	民間事業者
公園施設の維持管理	管理請負する業務に関する維持管理		
	上記以外の場合		
物品の管理	地方事務所より提供のあった物品の管理		
	民間事業者の責に帰すべき事由による場合 (民間事業者による管理が不適切であったために補修が必要となった場合等)		
施設・備品等の補修	上記以外の場合		
	本実施要項に記載された業務内容による対応		
事故・災害時の対応	上記以外の場合		
	本実施要項に記載された業務内容による対応		
苦情・要望対応	上記以外の場合		
	本実施要項に記載された業務内容による対応		
物価変動	人件費等物価変動に伴う増		
金利変動	金利変動に伴う経理の増		
利用者への損害	民間事業者の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合 (利用者の怪我等)		
	上記以外の場合		
第三者への損害	民間事業者の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合		
	上記以外の場合		

．業務の実施期間（法第 1 4 条第 2 項第 2 号）

本業務の実施期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

（前記に係る予算措置については、平成 2 6 年度予算要求中であり、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成 2 6 年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。）

当該部分は、公告時点で予算が成立していた場合は削除する予定。

・入札参加資格に関する事項（法第14条第2項第3号及び第3項）

入札参加者に要求される資格は以下のとおりである。

- (1) 法第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
- (3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 環境省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (5) 平成25・26・27年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、開札時まで「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者であること。ただし、平成28・29・30年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の資格を引き続き取得すること。
- (6) 入札参加グループでの入札について
 - 1) 単独で実施要項に定める業務の内容の全てが担えない場合は、適正に業務を遂行できる入札参加グループで参加することができる。その場合、入札書類提出時までに入札参加グループを結成し、代表企業及び代表者を定め、他の者はグループ企業として参加するものとする。なお、代表企業及びグループ企業が、他の入札参加グループに参加、若しくは単独で入札に参加することはできない。また、代表企業及びグループ企業は、入札参加グループ結成に関する協定書（又はこれに類する書類）（以下、「協定書」という。）を作成すること。
 - 2) 入札参加グループの全てのグループ企業は上記（1）から（5）の全ての条件を満たすこと。下記3）については、当該業務を実施する者が満たしていること。
 - 3) 他の入札参加者又は所属する入札参加グループ以外の入札参加グループの構成員との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の方が更生会社又は更生手続きが存続中の会社である場合は除く。

ア．親会社と子会社の関係にある場合

イ．親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イ．については、会社の方が更生会社又は更生手続きが存続中の会社である場合は除く。

ア．一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合

イ．一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(7) 入札説明書の交付を受け、関東地方環境事務所（埼玉県さいたま市）で開催する入札説明会に参加した者であること。

・入札に参加する者の募集に関する事項（法第14条第2項第4号）

1．入札の実施手続及びスケジュール（予定）

手続き	スケジュール
入札公告	平成25年11月下旬頃
入札説明会	平成25年12月上旬頃
現場説明会	平成25年12月上旬頃
入札等に関する質疑応答	質疑：平成25年12月上～中旬頃 応答：平成25年12月上～中旬頃
企画提案書の提出期限	平成26年2月上旬頃
ヒアリング	平成26年2月上旬頃
入札書類の評価 開札・落札者等の決定	平成26年2月中～下旬頃
契約締結	平成26年3月上旬頃

2．入札実施手続

(1) 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下、「入札参加者」という。）は、本件業務実施に係る入札金額を記載した書類（以下、「入札書」という。）及び総合評価のための業務実施の具体的な方法、その質の確保方法等に関する書類（以下、「企画書」という。）並びに、入札参加グループで参加する場合は「協定書」を提出すること。

なお、上記の入札金額には、本業務に要する一切の費用を含めた額とする。

なお、入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。ただし、消費税法等の改正により消費税率が変更される場合には、契約時における消費税率により同様に算出した金額を記載する事。

(2) 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、本実施要項 . で示す総合評価を受けるために、次の事項を記載する。

1) 表紙（様式1）

2) 企画提案

業務に対する認識（様式2-1）

実施体制（様式2-2）

事故等への対応（様式2-3）

那須平成の森フィールドセンター及び那須高原ビジターセンターの展示に関する提案

（様式2-4）

自然教育プログラムに関する提案（様式 2 - 5）

広報・普及啓発に関する提案（様式 2 - 6）

業務の質の維持向上に関する提案（様式 2 - 7）

組織の実績（様式 2 - 8）

組織の環境マネジメントシステム認証取得状況（様式 2 - 9）

（ 3 ）ヒアリングの実施

ヒアリングでは、企画書に記載された事項について質疑応答を行う。また、ヒアリングにより提案が実現可能な内容であるか確認し、評価項目の得点に反映させる。

- 1）実施場所：関東地方環境事務所日光自然環境事務所
- 2）実施日時：別途連絡
- 3）出席者：総括責任者の出席を必須とし、業務責任者の出席も認める。

（ 4 ）開札に当たっての留意事項

- 1）開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち合わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- 2）入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- 3）入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- 4）入札者又はその代理人は、入札中は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することはできない。

・業務を実施する者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項（法第14条第2項第5号）

本業務を実施する者（以下、「落札者」という。）の決定は、総合評価方式によるものとする。

1. 落札者決定に当たっての評価項目の設定（項目ごとの評価基準については、表2参照）

落札者を決定するための評価は、提出された企画書の内容が、本業務の目的に沿って実行可能なものであるか（基本項目審査）、また、効果的なものであるか等（提案項目審査）について行うものとする。

（1）基本項目審査

基本項目審査においては、入札参加者に対して、本実施要項表3-1の基本項目について審査を行う。各項目ごとに業務が可能な最低水準を満たしている場合には基礎点を与える（基礎点計25点）。さらに、業務に対する認識及び実施体制に係る項目については、最低水準を超える部分についてその点数に応じ得点を与える（加算点計25点）。

なお、最低水準を1つでも満たしていない項目がある場合は失格とする。

（2）提案項目審査

提案項目審査においては、基本項目審査の全ての項目で業務が可能な最低水準を満たした入札参加者に対して、本実施要項表3-1の提案項目について審査を行う（加算点計130点）。

本業務においては、那須平成の森等を適切に維持管理するとともに、自然教育プログラムを中心に、我が国の国立公園における有数の自然環境教育・自然ふれあい拠点として運営していくことが必要である。したがって、提案項目については、本業務において提供する利用者サービスの質等を確認することを目的としている。

なお、提案内容については、具体性、実現性があり、那須平成の森等において適切かつ効果的なものであるか等、妥当性について総合的な観点から審査し、得点を与える。各加算点の数値は、利用者サービスの質の観点から重要度に応じて配点している。

表3 - 1 評価表及び得点配分表

項目	番号	項目	評価項目	得点配分		様式
				基礎点	加算点	
基本項目審査	1	業務に対する認識	本業務の目的を理解したうえで本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか。	0/10	-	2-1
	2	実施体制	各業務の業務水準が維持される体制であるか。 (共同体で参加する場合、代表企業又は代表者と構成員の連携が可能な体制であるか)	0/5	0-25	2-2
	3	事故等への対応	事故等への対応は適切に行われるか。	0/10	-	2-3
提案項目審査	4	那須平成の森フィールドセンター及び那須高原ビジターセンターの展示に関する提案	展示企画に当たっての基本方針及び展示企画の例示は、具体性、実現性があり、かつ施設の目的に照らして妥当性があるか。	-	0-30	2-4
	5	自然教育プログラムに関する提案	自然教育プログラム実施に当たっての基本方針及びプログラム内容等に関する提案は、具体性、実現性があり、かつ施設の目的に照らして妥当性があるか。	-	0-40	2-5
	6	広報・普及啓発に関する提案	那須平成の森等についての広報・普及啓発に関する提案は、具体性、実現性があり、かつ効果的か。	-	0-15	2-6
	7	業務の質の維持向上に関する提案	本業務の質の維持・向上に関する提案があり、実施について具体的な方法が明記されているか。また、それらは実現性があり、かつ施設の目的に照らして妥当性のある提案か。	-	0-30	2-7
	8	組織の実績	過去5年間に、類似業務(自然環境関係施設(ビジターセンター等)の管理運営業務又は野外における自然解説業務(単発の観察会等の開催は除く)を指す。以下同じ。)の実績があれば、その件名と概要を記載すること。	-	0-10	2-8
	9	組織の環境マネジメントシステム認証取得状況	事業者の経営における事業所(本社等)において、ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージ、地方公共団体による認証制度などのうち、第三者による環境マネジメント認証取得の有無、有の場合は認証の名称を記載し、証明書の写しを添付すること。ただし、開札する時点において認証期間中であること。	-	0/5	2-9
合計得点				25	155	

表 3 - 2 基礎点に関する評価基準

項目	評価項目	評価基準
業務に対する認識	本業務の目的を理解したうえで本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を実施するための基本的な方針が仕様書と適合していること。 ・業務実施計画が具体的かつ実施可能であること
実施体制	各業務の業務水準が維持される体制であるか。 (共同体で参加する場合、代表企業または代表者と構成員の連携が可能な体制であるか)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を実施するうえで必要最低限の体制が確保されていること。 少なくとも別紙 1 仕様書上、下記は必須であるので注意すること。 ・消防法の規定に基づく防火管理者を各 1 名以上配置すること (仕様書 1.(6)6)) ・本業務に携わる者は消防署が行う普通救命講習又は普通救命講習と同等の救命講習を受講しなければならない。(仕様書 3.(2)5))
事故等への対応	事故等への対応は適切に行われるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・事故等が予見される場合、あるいは発生した場合に、ただちに対応を決定するプロセス及び緊急連絡体制がとられているか。

表 3 - 3 加算点に関する評価基準と採点

評価基準		採点
評価項目 2		
優	<p>業務を実施するうえで十分な体制がとられており、充実した管理運営が見込まれるほか、特に高く評価すべき点がある。</p> <p>「業務を実施するうえで十分な体制」とは、少なくとも下記を全て満たす体制を指すものとする(「良」においても同じ)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体客の突然の来訪や事故の発生、施設の緊急補修など、予定外の事態にも対応できる余裕のある人員体制であること。 ・類似業務の実務経験 10 年以上の者が 1 名以上、かつ 5 年以上の者が 2 名以上従事すること。 ・類似業務の実務経験 10 年以上の者が 2 名以上、または 5 年以上の者が 3 名以上従事すること。 	配点 × 1.0
良	業務を実施するうえで十分な体制がとられており、充実した管理運営が見込まれる。	配点 × 0.5
可	業務を実施するうえで必要最低限の体制がとられている。	配点 × 0.0
評価項目 4,5,6,7		
優	全体的に優れた提案となっている。または特に高く評価すべき提案がなされている。	配点 × 1.0

良	一定の評価ができる提案がなされているが、特に優れた提案はなされていない。	配点×0.5
可	特に評価すべき提案がみられない。	配点×0.0
評価項目 8		
本業務との類似性（野外フィールドの管理や野外での自然教育プログラム実施の有無等）に応じ、記載された類似業務 1 件につき、0～2 点を加点する。（最大 5 件まで評価）		
評価項目 9		
事業者の経営における事業所（本社等）において、環境マネジメントシステム認証取得が 1 つでもある。		配点×1.0
事業者の経営における事業所（本社等）において、環境マネジメントシステム認証取得がない。		配点×0.0

2. 落札者決定に当たっての評価方法

(1) 落札者の決定方法

- 1) 入札参加者は、「価格」及び「企画書」をもって入札し、予決令第 9 8 条において準用する予決令第 7 9 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で入札したもののうち、ヒアリングによる質疑応答の結果も確認し、下記(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下、「評価値」という。）の最も高い者を落札者予定者とする。ただし、落札者予定者となるべき者の入札価格によっては、その者より当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者予定者としてすることができる。
- 2) 落札者予定者となるべき者の入札価格が、予決令第 8 5 条に基づく調査基準価格（予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額）を下回る場合は、予決令第 8 6 条の調査を行うものとする。
- 3) 上記において、評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者予定者を決める。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札予定者を決定するものとする。

(2) 総合評価の方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は以下のとおりとする。

提出された書類に係る . 1 . により得られた技術点評価と当該入札者から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

2) 技術評価点の算出方法

企画書の内容に応じ、 . 1 . の評価項目ごとに評価を行い、技術点を与える。

なお、技術評価点の最高点は60点とする。

技術評価点 = $60 \times \text{技術点} / \text{技術点の満点}$

なお、本業務における技術点（基礎点25点+加算点155点）の満点は180点とする。

3) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は以下のとおりとする。

価格評価点 = $\text{価格点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

なお、価格点は30点とする。

(3) 留意事項

- 1) 落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名若しくは名称、落札金額、落札者の決定の理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。
- 2) 提出された企画書は、当該入札者に無断で、環境省において入札の審査以外の目的に使用することはない。落札者の企画書は契約書に添付又は記載されるものであり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

3. 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱いについて

入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合には、入札条件を見直し、再度公告入札に付することにする。再度の公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合は、事業開始時期との関係から入札参加者等と協議の上、随意契約により契約を行う。

.業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項(法第14条第2項第6号及び第4項)

従来の実施に関する情報は、別紙3のとおり。

.業務実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項(法第14条第2項第7号)

1. 施設

表1-1「対象施設」による。業務を行う範囲において無償貸与とする。

2. 備品

(1) 使用可能な備品

使用可能な備品は、別紙1の別紙のとおり。業務を行う範囲において無償貸与とする。

(2) 民間事業者が備品を持ち込む場合

民間事業者が備品を持ち込む場合は、以下のとおりとする。

- 1) 地方事務所の事務・事業に支障を来さない範囲において、民間事業者は施設内に業務の実施に必要な機器・設備等を持ち込むことができるものとするが、持ち込んだ機器・設備等については適切な管理を行うこと。
- 2) 設備・機器等の持ち込みにあたり電気工事等の措置等が必要な場合は、地方事務所の承認を得た上で、実施することができる。なお、必要な措置等を実施した場合は、施設の使用を終了又は中止した後、直ちに原状回復を行い、地方事務所の承認を得なければならない。
- 3) 設備・機器等を持ち込む経費、電気工事等の措置等に必要な経費及び持ち込んだ設備・機器等から生じる経費(電気代、コピー代、電話代等)、原状回復に必要な経費は、民間事業者の負担とする。

・業務実施民間事業者が、対象業務を実施するに当たり報告すべき事項（法第14条第2項第9号）

1．報告等について

（1）業務計画書の作成と提出

別紙1による。

（2）業務報告書等の作成と提出

別紙1による。

2．国等の検査・監督体制

民間事業者からの報告を受けるに当たり、国の検査・監督体制は次のとおりとする。

施設管理責任者 関東地方環境事務所国立公園・保全整備課長

検査員 関東地方環境事務所日光自然環境事務所長

監督員 関東地方環境事務所那須自然保護官事務所自然保護官

3．地方事務所による調査の協力

地方事務所は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認めるときは、民間事業者に対し、当該業務の状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所（又は業務実施場所）に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする地方事務所の職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

4．指示について

地方事務所は、民間事業者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者に対し必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

また、上記によらず、業務の検査・監督において業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、その場で指示を行うことができるものとする。

5．秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して地方事務所が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行

過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずるものとする。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

6．契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

(1) 業務の開始及び中止

- 1) 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。
- 2) 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ地方事務所の承認を受けなければならない。

(2) 公正な取扱い

- 1) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、本施設利用者を合理的な理由なく区別してはならない。
- 2) 民間事業者は、本施設利用者の取扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有無等により区別してはならない。

(3) 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において定める自然教育プログラムの実施等を除き、金品等を受け取ることは与えることをしてはならない。

(4) 宣伝行為の禁止

民間事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない（自主事業として行う場合など、国から許可を受けたものを除く）。

民間事業者及び本業務を実施する者は、本業務の実施の事実をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

(5) 法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

(6) 安全衛生

民間事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

(7) 記録・帳簿書類等

民間事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、請負事業を終了し、又

は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(8) 権利の譲渡

民間事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(9) 権利義務の帰属等

- 1) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事業者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。
- 2) 民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、地方事務所の承認を受けなければならない。

(10) 再請負の取扱い

- 1) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再請負してはならない。
- 2) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再請負を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再請負に関する事項(再請負先の住所・名称・再請負先に請負する業務の範囲、再請負を行うことの合理性及び必要性、再請負先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法)について記載しなければならない。
- 3) 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再請負を行う場合には、再請負に関する事項を明らかにしたうえで地方事務所の承認を受けなければならない。
- 4) 民間事業者は、上記2)及び3)により再請負を行う場合には再請負先から必要な報告を徴収することができる。
- 5) 再請負先は、民間事業者と同様の業務を負うものとする。

(11) 請負内容の変更

地方事務所及び民間事業者は、本業務の質の向上の推進、又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を得た上、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律21条に定める手続きを経なければならない。

(12) 契約解除

地方事務所は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除する。

- 1) 偽りその他不正の行為により落札者となったとき。
- 2) 法第10条の規定を準用し、民間競争入札に参加するものに必要な資格の要件を満たさなくなったとき。
- 3) 本契約に従って本業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。
- 4) 上記3)に掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったと

き。

- 5) 法律又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- 6) 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき。
- 7) 民間事業者又はその他の本業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
- 8) 暴力団を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。
- 9) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

(13) 契約解除時の取扱い

- 1) 前記(12)に該当し、契約を解除した場合には、地方事務所は民間事業者に対し、当該解除の日までに当該業務を契約に基づき実施した期間に係る請負費を支弁する。
- 2) この場合、民間事業者は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として地方事務所の指定する期間内に納付しなければならない。
- 3) 地方事務所は、民間事業者が前項の規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年100分5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。
- 4) 地方事務所は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

(14) 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と地方事務所が協議するものとする。

(15) 業務の引継ぎ

地方事務所は、引継ぎに必要な措置を講じる予定であり、民間事業者は、本業務の開始前に、現に業務を実施している民間事業者から、本業務の実施に必要な引継ぎ(管理帳簿及び貸与物品等の引継ぎその他特に引き継ぐべき事項)を受けなければならない。

また、本業務の終了に伴い民間事業者が変更となる場合は、民間事業者は業務期間の終了前に、次期事業者に対し必要な引継ぎをしなければならない。

・民間事業者が本業務の実施に当たり負うべき責任に関する事項(法第14条第2項第10号)

本業務を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の当該業務に従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。

- 1．地方事務所は国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について地方事務所の責めに帰すべき理由が存する場合、地方事務所が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- 2．民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償等を行った場合であって、当該損害の発生について地方事務所の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は地方事務所に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

本業務に係る法第 7 条第 8 項に規定する評価に関する事項(法第 14 条第 2 項第 11 号)

1. 実施状況に関する調査の時期

内閣総理大臣が行う評価の時期(平成 28 年 6 月頃を予定)を踏まえ、当該業務の実施状況については、平成 28 年 3 月 31 日時点における状況を調査するものとする。

2. 調査の方法

地方事務所は、民間事業者が実施した業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況等の調査を行うものとする。

3. 調査項目

- (1) . 5 . において業務の実施に当たり確保されるべき質として設定した項目
- (2) . 3 . に示す実施方法に創意工夫による提案を反映し確定した業務の履行状況
- (3) . 8 . (1) により、民間事業者が作成した業務改善策を反映した業務の履行状況

4. 実施状況等の提出

地方事務所長は、上記調査項目に関する内容をとりまとめた本業務の実施状況等について、1 の評価を行うために平成 28 年 5 月を目途に内閣総理大臣及び官民競争入札等監理委員会へ提出するものとする。なお、地方事務所長は、本業務の実施状況等の提出にあたり、地方事務所に設置する評価委員会に報告を行い、意見を聴くものとする。

．その他実施に関し必要な事項

1．監理委員会への報告及び公表

地方事務所は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会に報告することとする。

2．地方事務所の監督体制

(1) 本契約に係る監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

(2) 本業務の実施状況に係る監督は、 ．2．により行うものとする。

3．民間事業者が負う可能性のある主な責務等

(1) 民間事業者の責務等

本請負業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

(2) 会計検査について

民間事業者は、公共サービスの内容が会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条に該当するとき、又は同法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条の規定により、会計検査院の実施検査を受けたり、同院から直接又は地方事務所を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。